

# 令和 8 年度 米子市職員採用試験

## 【大学卒業程度（1 回目）】 受験案内

※令和 8 年度に実施する他の職員採用試験（正規職員に限る）と併願することはできません。

※職種を併願することはできません。

【求める人物像】

米子を愛し、市民・仲間から信頼され、自ら考え行動する職員

### 1 受付期間・申込方法

受付期間	令和 8 年 3 月 1 日（日）午前 9 時 ～ 令和 8 年 3 月 2 7 日（金）午後 5 時	
申込方法	<b>インターネットによる申し込み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中は 24 時間申し込み可能です。</li> <li>・パブリックコネクトの会員登録（無料）及びエントリー項目の入力が必要です。</li> </ul>	

### 2 募集職種・採用予定人数・業務内容

職種	採用予定人数	業務内容	年齢要件
一般事務	12 人程度	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。	平成 8 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人 （※一部職種に例外あり）
一般事務 （埋蔵文化財発掘経験者）	2 人程度	市の機関に勤務し、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護行政、埋蔵文化財に関する業務及び一般行政事務に従事します。	
土木	2 人程度	市の機関に勤務し、土木の専門的業務に従事します。	
建築	2 人程度	市の機関に勤務し、建築の専門的業務に従事します。	
機械	1 人程度	市の機関に勤務し、機械の専門的業務に従事します。	
上下水道技術	1 人程度	上下水道局に勤務し、土木、電気又は化学の専門的業務のほか、市の機関における専門的業務に従事します。	

※採用予定人数は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

※市の機関とは、市長部局、教育委員会等各種委員会及び上下水道局を含みます。

※詳しい受験資格・欠格事項は次頁をご確認ください。

### 3 受験資格

職種	要件
全職種共通	<b>平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人</b>
一般事務 (埋蔵文化財発掘経験者)	<b>全職種共通の要件に加えて、①及び②を満たす人</b> ① 学校教育法に定める大学（短期大学を除く）または大学院で考古学、歴史学、文化財学その他これらに準ずる専門課程を修めて卒業した人（採用予定日までに卒業または修了見込みの人も含む） ② 埋蔵文化財発掘調査または大学の実習等で埋蔵文化財に関する実地調査の経験がある人
土木	<b>全職種共通の要件又は以下の要件を満たす人</b> 平成17年4月2日以降に生まれた人で、短期大学または高等専門学校を卒業した人（採用予定日までに卒業する見込みの人も含む）
建築	
機械	
上下水道技術	

#### 【一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）】

一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）の受験申込者については、受験資格の要件②を満たしていることを確認するため、実績を確認する書類（指定様式）に記述の上、受験申込時に提出してください。

### 4 試験日程・試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	<b>4月4日（土） ～ 4月19日（日）</b>	<b>受験者が選択する全国のSPIテストセンター</b> ・オンライン会場でも受験可能です。
第2次試験	<b>5月16日（土） ～ 5月17日（日）</b>	<b>米子市内</b> ・詳細は第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	<b>6月6日（土） ～ 6月7日（日）</b>	<b>米子市役所本庁舎</b> ・詳細は第2次試験合格者に通知します。

## 5 試験内容

区分	試験科目	対象職種	配点	試験内容
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査 及び性格検査)	全職種	-	職務遂行上必要な基礎的な能力についての試験 (※英語・構造的把握力検査は実施しません。)
第2次試験	面接試験	全職種	200点	個別面接による人物についての口述試験
	集団討論	一般事務(※埋蔵文化財発掘経験者を除く)	200点	集団討論による人物についての口述試験
	専門試験(筆記)	一般事務(埋蔵文化財発掘経験者)、土木、建築、機械、上下水道技術	200点	職務遂行に必要な専門的知識、技術についての筆記試験 (※上下水道技術は科目を「土木」・「電気」・「化学」から選択)
	実技試験	一般事務(埋蔵文化財発掘経験者)	100点	職務遂行に必要な能力についての遺物の実測・図化等の実技試験
第3次試験	面接試験	全職種	200点	個別又は集団面接による人物についての口述試験

### 【第1次試験合格者の決定方法】

第1次試験の得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の得点にかかわらず不合格とします。(性格検査は得点に含まず、面接試験の参考とします。)

### 【第2次試験合格者の決定方法】

第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験で実施する試験の合計得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

### 【最終合格者の決定方法】

第2次試験までの得点にかかわらず、第3次試験の得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

## 6 合格発表

区分	発表日	発表方法
第1次試験	5月1日(金)	専用サイト(パブリックコネクト)のマイページにおいて合否を通知するとともに、合格者の受験番号を米子市ホームページに掲載します。
第2次試験	5月29日(金)	
第3次試験	6月19日(金)	

※最終合格者の辞退等により、採用予定人数に欠員が生じた場合に限り、最終試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

## 7 採用予定日

採用予定日	選択方法
令和8年8月1日	受験申込時に希望する採用予定日を選択してください。最終合格発表後、合格者に対して意向を確認し、採用日を決定します。
令和8年10月1日	
令和9年1月1日	
令和9年4月1日	

※在学中の方は、卒業（見込）日以降の採用予定日から選択できます。

## 8 勤務条件

区分	内容
給料	月額232,000円～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の金額を基準として、個人ごとの学歴及び職歴等に応じて決定されます。</li> <li>新卒者（大学卒業）の場合：月額 232,000 円</li> <li>大学卒業後、5年間の勤務経験（常勤）がある人の場合：月額 251,800 円程度</li> <li>・採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。</li> </ul>
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）
勤務場所	市内各庁舎及び施設（本庁舎、第2庁舎、糀町庁舎、淀江支所、ふれあいの里、クリーンセンター、上下水道局など）
休日	週休日（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇（年20日付与）、特別休暇等
福利厚生	健康保険・年金は、鳥取県市町村職員共済組合に加入

## 9 受験申込から第1次試験までの流れ

(1) 受験申込
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「申込方法およびエントリー入力項目」を確認してください。</li> <li>・受付期間内に受験申込を完了する必要があります。いかなる理由でも、受付期間を過ぎての受験申込はできませんので、余裕をもってお申し込みください。</li> </ul>
(2) テストセンター受検依頼メールの受信 【令和8年4月2日（木）（予定）】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験申込時に登録されたメールアドレス宛に、送信予定日に受検依頼メールを送信します。万が一メールが届かない場合は、4月3日（金）正午までに職員課までお問い合わせください。</li> <li>・メールの不達により受検ができなかった場合、責任は一切負いませんのでご注意ください。</li> <li>・性格検査は自宅などWEB上で受検していただけます。性格検査受験後、基礎能力検査の受検予約が確定となります。</li> <li>・テストセンター会場（リアル又はオンライン）によって受検できる日時が異なります。SPIホームページでご確認ください。</li> </ul>
(3) SPI3受検 【令和8年4月4日（土）～4月19日（日）】

## 10 注意事項

- (1) 試験日程・会場について、当初の予定から変更となる場合があります。（その場合は、受験者へ別途連絡します。）
- (2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
  - ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
  - ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
  - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
    - ※ 採用予定日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ、合格しても採用されません。
    - ※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (4) 身体の障害等により、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される場合は、受験前にその旨を申し出てください。